令和９・１０年度入札参加資格審査における主観点について

※　令和９・１０年度入札参加資格審査においては、次により主観点を算定する。

１　主観点の算出方法

（１）　２に定める方法により算出した工事種類別の工事成績点並びに３の表の（１）及び（３）に定める項目による得点を合算する。

（２）　３の表の（２）及び（４）から（１４）までに定める項目による得点を合算する。

（３）　（１）による得点に８０．０／７３．５を、（２）による得点に２０．０／２６．５をそれぞれ乗じ、得た点を合算する。

２　工事成績点の算定方法

客　観　点　数　　Ａ

粗　　点　　Ｂ

工事成績点数（算入点）　　Ｃ

$$Ｃ ＝ Ｂ × \frac{Ａ}{２５}$$ （調整率）

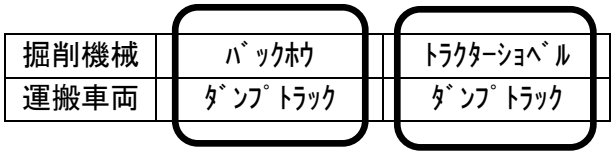
工事成績平均点	粗点	工事成績平均点	粗点	工事成績平均点	粗点
85点以上	＋５	60点以上65点未満	０	55点以上60点未満	－１
80点以上85点未満	＋４			55点未満	－２
75点以上80点未満	＋３				
70点以上75点未満	＋２				
65点以上70点未満	＋１				

工事成績平均点は、令和６年７月１日から令和８年６月３０日までに完成した工事について、工事種別ごとに算定した数値による。

３　その他の主観的事項

※　詳細な適用条件、提出書類については、「令和９・１０年度山梨県入札参加資格審査申請要領（建設業者）」を確認すること。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの認証取得</td><td>・　労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの認証を取得している者：１５点</td></tr>
<tr><td>（２）建設業労働災害防止協会（建災防）山梨県支部の事業での活動</td><td>・　令和７・８年度に建設業労働災害防止協会山梨県支部が主催する次の１から７の活動で４ポイント以上取得の者：５点
１　ゼロ災害宣言確立事業場
２　建災防方式「新ヒヤリハット報告」
３　現場代理人研修
４　山梨県建設業労働災害防止大会
５　山梨県産業安全衛生大会
６　安全指導者としての活動
７　オレンジ隊・ブルーキャップスのパトロール
（１～６は各１ポイント、７は２ポイント）
※　４、５については、令和７年度・令和８年度とも参加した者に限る。
※　労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの対象業者は申請不可。</td></tr>
<tr><td>（３）ISO9001 の認証取得及び更新</td><td>・　ISO9001 の認証を取得している者：１０点
（更新を行い認証を取得している者も１０点となる。）
※　（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証</td></tr>
<tr><td>（４）ISO14001 の認証取得及び更新</td><td>・　ISO14001 の認証を取得している者：１０点
（更新を行い認証を取得している者も１０点となる。）
※　JAB 又は JAB と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証</td></tr>
<tr><td>（５）山梨県温室効果ガス排出抑制計画トライアル事業への参加</td><td>・　山梨県地球温暖化対策条例及び施行規則に基づき、計画書（３カ年分）を山梨県地域エネルギー推進室へ提出し、ホームページに公表された者：３点
※　ISO14001 の対象業者は申請不可。</td></tr>
<tr><td>（６）建設機械の保有</td><td>・　次の建設機械を自社使用（１年以上のリース契約を含むこと。ただし、リース期間中の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引に限る。）している者
※　準ずる取引：解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不可能と認められる取引
<table>
<tr><th>対象重機</th><th>ﾊﾞｹｯﾄ容量・積載重量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>ﾊﾞｯｸﾎｳ</td><td>山積 0.45 ㎥以上</td><td rowspan="4">車検又は労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ</td><td>ｸﾛｰﾗ式：山積 0.4 ㎥以上</td></tr>
<tr><td>ﾎｲｰﾙ式：山積 0.34 ㎥以上</td></tr>
<tr><td>ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ</td><td>２ｔ以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	※　キャブオーバー型は対象外となる。 ※　法人名義（個人事業主の場合は代表者名義）で使用するものに限る（車検証等の使用者欄が法人名義（個人事業主の場合は代表者名義）であること）。 ①　掘削機械（ﾊﾞｯｸﾎｳ又はﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ）だけを使用している場合 １台につき１０点（上限：４０点） ②　運搬車両（ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ）だけを使用している場合 １台につき５点（上限：３０点） ③　掘削機械と運搬車両の両方を使用している場合 ≪基本点≫ 掘削機械（ﾊﾞｯｸﾎｳ又はﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ）１台と運搬車両（ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ）１台を所有：２０点 ≪加算点≫ 上記の外、対象重機を使用している場合は、次により加算。 ・　ﾊﾞｯｸﾎｳ又はﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ　：１台につき１０点 ・　ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　：１台につき５点 ※　基本点と加算点の合計が６０点を上限とする。 ※　ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙを各１台、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸを２台使用している場合  基本点：２０点　加算点：１５点 （ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ１０点＋ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ５点） ※　建設機械の保有は、土木工事業にのみ加点する。
（７）障害者雇用	①　「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき障害者の雇用及び報告義務のある者：法定雇用義務数を超えて雇用している障害者数×５点 （雇用障害者数の算定にあたって、１人未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り上げる。） ②　上記以外の者：雇用している障害者数（申請日前１年以上継続して雇用している者に限る。）×５点 ※　１０点を上限とする。 ※　障害者数の算定方法は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定による。
（８）子育て支援	・　次世代育成支援対策推進法第１２条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしている者、同法第１３条の規定に基づく認定を受けている者又は同法第１５条２の規定に基づく特例認定を受けている者：５点

（９）県との災害協定参加企業	・　県との災害協定に参加している者：３０点 （(一社）山梨県建設業協会、(一社）山梨県電設協会、(一社）山梨県管工事協会との協定に限る。）
（１０）新規学卒者雇用	・新規学卒者を雇用している者 雇用期間が３年未満の場合：５点／１人 雇用期間が３年以上５年未満の場合：１０点／１人 ※点数の上限は２０点とする。 ※　学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者、又は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者を６ヶ月以内に採用していること。 ※　申請日時点で継続して雇用していること。
（１１）不当要求防止責任者講習の受講	・　申請日から過去３ヵ年において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第１４条第２項に規定する講習を受講した者：５点
（１２）チャレンジ産廃３Ｒ事業への参加	・　令和７年度及び令和８年度に「チャレンジ産廃３Ｒ」の取り組み実施業者として認定証の交付を受け、県のホームページに公表されている者：５点
（１３）消防団協力事業所の認定	・　市町村消防団協力事業所又は総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けている者：５点
（１４）女性技術者雇用	・　女性であって、建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者となりうる資格を有する者又は同条第２項に規定する監理技術者に係る資格者証及び講習修了証を有する者を申請日時点で雇用する者：５点

≪建設機械の保有：計算例≫

例１：【掘削機械（ﾊﾞｯｸﾎｳ又はﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ）のみ所有している場合】

ﾊﾞｯｸﾎｳ２台、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ３台所有の場合（ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸは所有していない）

１０点×５台＝５０点 ⇒ 上限が適用され４０点

例２：【運搬車両（ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ）のみ所有している場合】

ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ７台所有の場合（ﾊﾞｯｸﾎｳ及びﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙは所有していない）

５点×７台＝３５点 ⇒ 上限が適用され３０点

例３：【掘削機械と運搬車両の両方を所有している場合】

ﾊﾞｯｸﾎｳ２台、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ２台、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ２台を所有の場合

ﾊﾞｯｸﾎｳ１台 ＋ ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ１台 ＝ ２０点（基本点）

ﾊﾞｯｸﾎｳ１台 ＋ ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ２台 ＋ ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ１台

＝ １０＋（１０×２）＋５ ＝ ３５点（加算点）

２０点＋３５点＝５５点

例４：【掘削機械と運搬車両の両方を所有している場合】

ﾊﾞｯｸﾎｳ２台、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ２台、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ４台を所有の場合

ﾊﾞｯｸﾎｳ１台 ＋ ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ１台 ＝ ２０点（基本点）

ﾊﾞｯｸﾎｳ１台 ＋ ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ２台 ＋ ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ３台

＝ １０＋（１０×２）＋（５×３） ＝ ４５点（加算点）

２０点＋４５点＝６５点 ⇒ 上限が適用され６０点